

規制影響分析書(新設・改正時)

(様式1)

規制の名称	判断の基準となるべき事項を定めること等による、容器包装を用いる事業者の容器包装廃棄物の排出抑制の促進に係る自主的取組を促進するための措置の導入
担当部局	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室 電話番号: 03-5501-3153 e-mail: yourihou@env.go.jp
評価実施日	平成18年6月9日
政策目的	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進し、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。
規制の内容	主務大臣は容器包装を用いる事業者の判断の基準となるべき事項を定めるとともに、容器包装廃棄物の排出の抑制のための取組が著しく不十分な容器包装多量利用事業者に対しては、主務大臣が指導・助言、勧告・公表・命令の行うこととし、事業者の容器包装廃棄物の排出抑制の促進に係る自主的取組を促進する。 根拠条文 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第7条の4、第7条の5及び第7条の7
期待される効果	事業者による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進のための取組の実施を担保・促進し、容器包装廃棄物の排出を抑制することができる。
想定される負担	容器包装廃棄物の排出の抑制の促進のための自主的な取組を実施することで、事業者は負担を担うことになるが、当該取組は自主的なものであるから、過剰な負担にはならないと考えている。また、当該取組の結果として、事業者が負担する再商品化義務負担も低減するほか、排出の抑制が進むことで、社会的コストは減少すると考えられる。
想定できる代替手段との比較考量	代替手段として、行政指導又は普及啓発等により、事業者に容器包装廃棄物の排出の抑制の促進のための取組を促すことが考えられるが、事業者の取組の担保手段に欠けることから、十分に政策目的を達成することができないと考えられる。したがって、当該規制は代替手段に比べ効果的なものである上、判断基準により一律に事業者の取組を促すことが可能であり効率的なものであると考えられる。
備考	中央環境審議会廃棄物リサイクル部会意見具申(平成18年2月)において「...事業者の自主的な取組の裾野を広げていくことが必要であり、さらに、事業者が漏れなく取組に参加することを担保するためには、法的な枠組みの下でこうした取組の促進を図ることが必要である。...容器包装の利用量等の観点から対策を特に講ずることが必要だと考えられる特定事業者に対して、...発生抑制等が著しく不十分な特定事業者に対しての勧告・公表・命令等の措置を講ずることが必要である」となっている。
レビュー時期	平成25年3月末までに行う。

規制影響分析書(新設・改正時)

(様式1)

規制の名称	容器包装多量利用事業者に、事業活動に伴う容器包装廃棄物の排出抑制のために必要な措置の実施状況に係る報告を義務付け
担当部局	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室 電話番号：03-5501-3153 e-mail: yourihou@env.go.jp
評価実施日	平成18年6月9日
政策目的	容器包装多量利用事業者の容器包装の使用状況を的確に把握することで、容器包装の使用の合理化が著しく不十分であるときは、勧告を行うことができる状況を確保しておくことにより、容器包装廃棄物の排出の抑制を促進し、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。
規制の内容	容器包装多量利用事業者に、毎年度、容器包装を用いた量及び容器包装の使用の合理化により容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するために取り組んだ措置の実施の状況に関し、主務大臣への報告を義務付ける。 根拠条文 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第7条の6
期待される効果	容器包装多量利用事業者の容器包装の使用状況を的確に把握し、容器包装の使用の合理化が著しく不十分であるときは、勧告を行うことができる状況を確保しておくことにより、容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出抑制を促進する。
想定される負担	容器包装多量利用事業者は、容器包装廃棄物の排出の抑制の促進のための取組の実施状況を把握し、主務大臣に報告する必要がある。報告徴収に係る行政コストが生じる。
想定できる代替手段との比較考量	代替手段として、行政が必要に応じ報告徴収、立入検査を行うことにより、実施状況を把握することが考えられるが、この場合一律に行政が実施状況を把握することは困難であり、行政の指導等の措置に偏りが生ずる。また、各事業者が、自らの取組の進捗状況を把握する機会が失われる。したがって、当該規制は代替手段に比べ効率的かつ効果的なものであると考えられる。
備考	中央環境審議会廃棄物リサイクル部会意見具申(平成18年2月)において「容器包装の利用量等の観点から対策を特に講ずることが必要だと考えられる特定事業者に対して、発生抑制等の取組の実施状況に関する報告を求めるとともに…」となっている。
レビュー時期	平成25年3月末までに行う。

規制影響分析書(新設・改正時)

(様式1)

規制の名称	事業者等に対する、再商品化の合理化に寄与する程度を勘案して算定される額の資金の市町村への拠出の義務付け
担当部局	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室 電話番号: 03-5501-3153 e-mail: yourihou@env.go.jp
評価実施日	平成18年6月9日
政策目的	市町村による分別収集の質を高め、再商品化の質的向上を促進するとともに、容器包装廃棄物のリサイクルに係る社会的コストの効率化を図ることにより、容器包装リサイクルを一層促進し、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。
規制の内容	市町村から特定分別基準適合物の引渡しを受けた指定法人又は認定特定事業者に対して、再商品化の合理化に寄与する程度を勘案して算定される額の資金を、当該市町村に対して支払うことを義務付ける。 根拠条文 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第10条の2
期待される効果	市町村による分別収集の質が高まり、再商品化の質的向上が促進されるとともに、容器包装廃棄物のリサイクルに係る社会的コストの効率化が図られる。
想定される負担	事業者に費用負担を求めることになるが、その負担額は、再商品化の合理化に寄与する程度を勘案して算定することとしていることから、事業者が負担する再商品化費用の効率化と併せて考えれば、当該規制の導入前と比較して事業者の負担が増えることにはならない。 事業者からの金銭徴収、市町村への配分に係る行政コストが生じるが、現行制度における再商品化費用の管理と併せて行うことで、必要最低限に抑えることが可能。
想定できる代替手段との比較考量	代替手段として、行政指導又は普及啓発等により、市町村による分別収集の質を高め、再商品化の質的向上を促進するとともに、容器包装廃棄物のリサイクルに係る社会的コストの効率化を図ることが考えられるが、関係者の取組を誘導する担保手段に欠けることから、十分に政策目的を達成することができないと考えられる。また、一律に行政が状況を把握することは困難であり、行政の指導等の措置に偏りが生ずる。したがって、当該規制は代替手段に比べ効果的である上、「想定される負担」において示したように、事業者の負担を単純に増加させるものでもないことから、効率的なものであると考えられる。
備考	中央環境審議会廃棄物リサイクル部会意見具申(平成18年2月)において「法律上、事業者と市町村の位置付けを踏まえ、再商品化の合理化の程度等を勘案して、事業者が市町村に資金を拠出するという仕組みを創設することを検討すべき」となっている。
レビュー時期	平成25年3月末までに行う。